



2021年5月14日

各位

会社名 株式会社 伊予銀行
代表者名 取締役頭取 三好賢治
(コード番号 8385 東証第1部)
問合せ先 常務執行役員 総合企画部長 長田 浩
(TEL. 089-907-1034)

株主提案に対する当行取締役会の意見に関するお知らせ

当行は、2021年6月29日開催予定の当行第118期定時株主総会における株主提案権の行使にかかる書面を2021年4月に受領し、本日開催の当行取締役会において、当該提案に対して反対することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案株主

提案株主名 個人株主であるため氏名の開示は控えさせていただきます。
保有議決権数 320個 (総議決権数の0.010%)

2. 株主提案の内容と理由

提案株主から提出された「提案理由」は、形式的な修正を除き、文章表現及び事実認識を含め、原文のまま記載しております。

(1) 議題 取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名解任の件

A. 提案内容

- (a) 代表取締役頭取 三好賢治氏を解任する。
- (b) 常務取締役 山本憲世氏を解任する。

B. 提案理由

(a) 代表取締役頭取 三好賢治氏 解任理由

- ① 2014年11月に発覚した不祥事に対し前頭取大塚岩男氏は取引先及び県民に謝罪した。しかし、不祥事は終わらず2020年10月10日前大洲支店長の不祥事が発覚した。伊予銀にガバナンスは働いていない件。
- ② 伊予証券を16年11月に四国アライアンスと命名した。しかし阿波銀行は野村証券との包括提携で抜けた。4行の体制効果は出ず戦略企画過ちの件
- ③ ROAは過去5年間で最低である。また経営改善の効果が見えてこない責任

の件。

- ④ 高知市の法人Aに対する巨額融資について、株主は何度も警告を発した。しかし、法人Aは4年連続の債務超過に陥っている。株主の忠告に耳を貸さず決算書の改善対策放置と貸付金に対する責任希薄の件。
- ⑤ 内部留保しても配当金の増額なし。株価の低価格に対する責任の件。

(b) 常務取締役 山本憲世氏 解任理由

- ① 企業経営は社会と従業員、株主とのバランスである。阿波銀行は定年延長を決めた。伊予銀行は副業を奨励するより従業員の生活を守り定年延長をすべきだ。それにより金に絡んだ不祥事発生も起こらず、企業飛躍に結びつく。社会、従業員、株主等に対するバランスを欠いた経営責任の件。
- ② 融資先である高知市の法人AはH24年度からH28年度まで収益無し。H29年度は単年度黒字。
財産目録はH28年からH29年度の単年度黒字を含めH31年度まで4年連続の債務超過である。銀行業務に精通したプロの役員が決算書の内容に対し、株主の忠告にも拘わらず何ら効果的な対策を講じない件
- ③ 地銀の実力は収益力。収益力は地銀の稼ぐ力だ。ROE・ROA・従業員1人当たりコア業務純益・修正OHR・対預金経費率・信用コスト率である。山口銀行はOHR(経費率)が47.97%と低い。伊予銀行の経費率引き下げ努力が足りない件。

(2) 議題 監査等委員である取締役1名解任の件

A. 提案内容

取締役監査等委員である市川武志氏を解任する。

B. 提案理由

取締役監査等委員である市川武志氏 解任理由

- ① 専門的コンプラ対策も含めた業務監査が役目である。度重なる不祥事に対し株主は看過出来ない。専門的指導が十分でない件。
- ② 労働問題と行員の士気に繋がる定年延長を阿波銀行は65歳と決定した。世の中、簡単に食える副業は存在しない。
伊予銀含め地銀問題はあらゆる構造改革を求められているのが今日の現状である。
伊予銀は四国のトップ銀行として、未だに胡坐をかいている。構造改革は進んでいない。また危機感が全くなく、あらゆる改革に後れを取っている。株価の低価格・低配当・不祥事発生は監査未熟の責任である。
- ③ 2021年3月1日改正会社法施行により役員報酬の決め方が透明になった。株主は役員報酬もこれから厳しく費用対効果を吟味する。また日本生命が40行超

に株売却を伝達した朗報である。伊予銀の大株主でもある。アクティビストの出現により経営陣のチェックを厳しく願う件。

3. 株主提案に対する当行取締役会の意見およびその理由

(1) 当行取締役会の意見

当行取締役会としては、当該株主提案（上記2.）に対して反対いたします。

(2) 反対の理由

A. 議題 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名解任の件

代表取締役頭取 三好賢治、常務取締役 山本憲世の両氏は、取締役就任以来、豊富な業務経験や見識を活かし、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督などの点において、当行グループの中長期的な企業価値の向上に向けて尽力しており、十分にその職責を果たしております。

B. 議題 監査等委員である取締役1名解任の件

取締役監査等委員 市川武志氏は、取締役監査等委員就任以来、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、取締役会の意思決定の適法性・妥当性の確保および経営の監査・監督の見地から適切な提言を行っており、十分にその職責を果たしております。

以 上